

緊急事態宣言の解除を受けて 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更

と き 9月29日(水)決定

と こ ろ 練馬区役所(豊玉北6-12-1)

国は9月28日、東京都を含む19都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を、9月30日をもって解除することを決定した。都知事は同日、再拡大防止のため、10月1日から24日までの間を東京都におけるリバウンド防止措置期間とし、都内飲食店等に営業時間の短縮等を要請した。

区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更 し、10月1日から10月24日までの間、対応する。10月25日以降の対応は別途決定する。

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】(令和3年9月29日付け)

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様には、外出する際、少人数で混雑している場所や時間を避けての行動、基本的な感染防止策の徹底をお願いする。特に、午後9時以降、飲食店等の出入りはしないことをお願いする。
- (2) 区内の飲食店等には営業時間の短縮をお願いする。都の感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗については、酒類の提供を午後8時までとし、交付を受けていない店舗については、提供の自粛をお願いする。また、飲食を主として業とする店舗でのカラオケ設備の利用については、自粛をお願いする。引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027